

クラウドファンディング事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の情報発信や販路開拓、新事業展開を促進するため、事業者が実施するクラウドファンディングの実施を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
クラウドファンディング（購入型に限る。）	事業者	1 中小企業者であること。 2 春日井商工会議所の専門家派遣を活用し、専門家の診断を受けた上で実施するものであること。 3 自社で開発する製品又は開発した製品であること。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき50万円	1 手数料

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から90日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内）

5. 助成金の申請手順及び提出書類

[illegible]

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定めるクラウドファンディング事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部経済振興課課
電 話 0568-85-6242
F A X 0568-84-8731
メー ル keizai@city.kasugai.lg.jp